

一般社団法人 茨城県身体障害者福祉協議会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人茨城県身体障害者福祉協議会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を茨城県水戸市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、身体障害者福祉に関する情報の提供、身体障害者の社会参加に関する事業等を行い、身体障害者の自立更生と福祉増進を図るとともに、身体障害者に関する県民の理解を深め、もって障害者と健常者が共同してノーマライゼーションの理念に基づいた地域社会を形成することに寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 身体障害者福祉に関する情報の提供に関する事業
- (2) 身体障害者同士又は身体障害者と健常者とのふれあい交流に関する事業
- (3) 身体障害者のスポーツ及び文化活動への参加促進に関する事業
- (4) 身体障害者の就労支援・相談及び雇用促進のための事業
- (5) 身体障害者の情報通信技術の利用及び活用促進のための事業
- (6) 身体障害者の結婚相談及び生活相談事業
- (7) バリアフリー化の促進に関する事業
- (8) その他本会の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、茨城県において行うものとする。

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 本会に次の会員を置く。

- (1) 正会員 本会の事業に賛同して入会した県内の身体障害者団体
- (2) 賛助会員 本会の事業に賛同し、その事業を推進するために入会した個人又は団体
- (3) 名誉会員 本会に功労があつた個人若しくは団体又は学識経験者で総会において推薦されたもの

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の会員とする。

(正会員及び賛助会員の資格の取得)

第6条 正会員及び賛助会員になろうとする個人又は団体は、理事会が別に定めるところにより申し込みをし、正会員は理事会の承認を得なければならない。

(経費の負担)

第7条 正会員及び賛助会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第8条 会員は、退会しようとするときは、その旨を会長に届け出ることにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

(1) 本会の定款又は規則に違反したとき。

(2) 本会の名誉を傷つけ、又は本会の設立の趣旨に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項により除名しようとする会員には、当該総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

3 除名が決議されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 正会員が会費を3年以上納入しないとき。

(2) 総正会員が同意したとき。

(3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

(抛出金品の不返還)

第11条 退会し、又は除名された会員が既に納入した会費その他の抛出金品は、返還しない。

第4章 総会

(構成)

第12条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

(1) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認

(2) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 総会は、定時総会として毎年度5月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第16条 総会の議長は、当該総会において正会員の中から選出する。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の4分の3以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 合併等
- (5) 解散
- (6) 残余財産の処分
- (7) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することができる。

(書面表決等)

第19条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって又は他の正会員を代理人として議決権を行使することができる。この場合において、当該正会員は、その総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第20条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成する。

- (1) 総会の日時及び場所
- (2) 正会員の現在数
- (3) 総会に出席した正会員の数（書面による議決権の行使及び議決権の代理行使を含む。）
- (4) 審議事項及び決議事項
- (5) 議事の経過、発言要旨及びその結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- (7) その他法令に定める事項

2 議事録には、議長及び出席した正会員又は理事のうちからその総会において選出された議事録署名人2人以上が記名押印する。

第5章 役員等及び事務局

(役員の設定)

第21条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 15名以上21名以内
- (2) 監事 2名以内

- 2 理事のうち1名を、会長とし、5名以内を副会長とする。
- 3 前項の会長をもって一般社団法人及び財団法人に関する法律上の代表理事とする。
(役員を選任等)

第22条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長及び副会長は理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。
(職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、職務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐する。
- 4 会長は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。
(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、総会及び理事会に出席し、必要と認められるときには意見を述べる。
- 3 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。
(任期)

第25条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠として任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、辞任により退任した場合又は任期満了の場合においても、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
(解任)

第26条 理事又は監事に、理事又は監事としてふさわしくない行為があったときは、総会の決議によりこれを解任することができる。

- 2 第9条第2項及び第3項の規定は、前項の規定により理事又は監事を解任しようとする場合に準用する。この場合において、第9条第2項及び第3項中「会員」とあるのは「理事又は監事」と、「除名」とあるのは「解任」と読み替えるものとする。
(名誉会長等)

第27条 本会に、任意の機関として、名誉会長並びに若干名の顧問及び相談役を置くことができる。

- 2 名誉会長及び顧問は、かつて本会会長の職にあった者から選任する。
- 3 相談役は、多年本会役員職の職にあった者又は特に功労のあった者から選任する。
- 4 名誉会長、顧問及び相談役は、任期を定め、たうえで総会の決議により選任及び解任する。
- 5 名誉会長、顧問及び相談役は、会長の諮問に応え、会長に対し、参考意見を述べることができる。
- 6 名誉会長、顧問及び相談役は、無報酬とする。

(役員の報酬)

第28条 理事及び監事は、無報酬とする。

(事務局)

第29条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。
- 3 事務局長は理事会の決議により任免する。
- 4 前項以外の職員は、会長が任免する。
- 5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 理事会

(構成)

第30条 本会に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 事業計画書及び収支予算書の承認
- (2) 本会の業務執行の決定
- (3) 理事の職務の執行の監督
- (4) 会長及び副会長の選定及び解職

(招集)

第32条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第33条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第35条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案の議決に加わることができる理事全員が書面により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは除く。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成する。

- (1) 理事会の日時及び場所
- (2) 理事の定数及び現在数
- (3) 理事会に出席した理事の数
- (4) 審議事項及び決議事項
- (5) 議事の経過、発言要旨及びその結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

(7) その他法令に定める事項

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第37条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第38条 本会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第39条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第40条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(合併等)

第41条 本会は、総会の決議によって、他の一般社団法人又は一般財団法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第42条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第43条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17項に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(剰余金の分配)

第44条 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第45条 本会の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。

2 この法人の最初の会長は、荻津和良とする。

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第37条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

附 則

この定款は、平成28年5月25日から施行する。